

議会改革推進特別委員会（第17回）

日時 平成24年8月20日（月） 午後1時30分～
場所 第3委員会室

1 開議

2 検討結果の確認について 前回検討結果表

3 検討項目の協議について

D - 4 PC等のネット接続

C - 2 定数・報酬

議会基本条例に基づき議会のあり方を検討する。

4 次回の日程及び協議項目について

5 その他

議会改革推進特別委員会第16回（H24.8.2開催） 検討結果表

C - 2	議員定数・議員報酬の見直し		改革5 改革8 緑風6 公明1
H24.5.24	意見等	各委員が説明	
	結果	本日の説明及び資料内容を理解し、次回委員間で質疑等を行う。	検討継続
H24.7.3	意見等	<p>定数・報酬が検討項目となった理由は、市民から定数・報酬削減を求める声があるから 市民意見は厳しい。 市民に議会の役割を理解されることが必要 議会の広報広聴機能の強化が必要</p> <p>定数・報酬は提案時に会派で議論され整理されているはず。委員は具体的な案として既に示している。 議員全体で議論するための材料、根拠等を本員会で整理</p> <p>議論の前提が整っていない、議会のあるべき姿等を共通認識し、実現の手段としての定数・報酬であるべき 議員の果たさなければならない役割、必要とされる能力、議会改革の目指す方向、必要な条件等の整理が必要</p>	
	結果	定数・報酬に係る具体的な検討は一時棚上げする。議会のあり方、果たすべき役割等について根本的な議論を行う。	検討継続
H24.8.2	結果	議会基本条例に基づき、議会のあり方を考える。	検討継続

D - 4	会議に持ち込むPC等（携帯端末を含む）のネット接続を許可		吉田1
H24.5.24	結果	先行して議論する。 次回、湊議員から説明を受ける。	検討継続
H24.7.3	意見等	<p>委員会へ持ち込む機器への提案（本会議は通告制が採用されていること等から、その場で調べ、その場で発言する場面が少ない。） 資料の検索が容易 議論の効率化と深化に資する。 民間企業の状況などから、時代の変化として当然である。 外部への発信の制限、会議に不必要な目的に使用しない、作動音等を生じさせないなどの基本的なルールを設けて運用を。</p> <p>ゲーム等の不適切な目的での使用を懸念 機器を持たない議員との格差が生じる。 議論の質の向上に資する根拠が必要 想定される機器の例示が必要</p>	
	結果	次回、湊議員から、想定される機器の例示及び趣旨の説明等を受ける。	検討継続
H24.8.2	意見等	<p>便利な機器を有効に利用する意図 新たなデバイスに柔軟対応すべき。市民感覚と乖離する。 利用できない者のレベルに合わせ、全てを規制する必要はない。 利用希望を妨げる理由はない。</p> <p>ネット上の情報は信憑性が低く危険 一般的な情報リテラシーを有していればネット上の情報は取捨選択できる。</p> <p>用語の確認等に迅速に対応可能。利便性が高い。 会議へは十分に準備して臨むべき 議論はわからない部分はわからないこととして継続するもの</p> <p>一定の規制（使用目的、外部発信規制）を設けて運用 不適切な使用に対しては、議員の相互監視及び議長、委員長の注意、指示により整理できる。</p>	
	結果	他市の例、注意事項案をもとに検討する。	検討継続

会議へ持ち込むPC等のネット接続について

1 全国の状況（全国市議会議長会調査）

議員のパソコンの使用を許可している例

	H22年末	H21年末	H20年末	H19年末
本会議	23市	17市	15市	15市
	2.8%	2.1%	1.9%	1.9%
委員会	43市	37市	36市	29市
	5.3%	4.6%	4.5%	3.6%

2 ネット接続に係る申合せ案

- (1) 会議に必要な範囲で利用する。
- (2) 会議中に会議の内容を外部に発信しない。

3 注意事項

本会議又は委員会での議員の行為は懲罰の対象となる。

(パソコンなどの利用状況が不適切であれば、地方自治法、会議規則などの規定に反し議会の秩序を乱したと判断される場合が想定される。)

以下、第3回委員会（H23.5.20）提出資料と同内容

4 近隣市での状況（事務局において電話で聞き取り）

京丹後市、枚方市、交野市、大東市、川西市

- ・ 使用目的は資料の閲覧が主、その他会議の記録等。議員の常識の中で運用。
- ・ 会議規則で定めている例はない。議長の許可、議運での申し合わせ等による運用が主である。
- ・ 本会議のみ又は委員会のみ例があるが、いずれも積極的に禁止しているわけではなく希望がないだけであるとのこと。
- ・ 実使用人数は1～5人程度であるとのこと。
- ・ 運用上大きな問題は発生していないとのこと。
- ・ 機器は個人で対応。一部電源の工事を行った例がある。
- ・ 外部への接続は認めないものが主。ただし、京丹後市はiPadによるもので検索等に使用する場合もあるとのこと。
- ・ 導入時に大きな議論となった例はない。

5 国会の状況（事務局において電話で聞き取り）

- (1) 衆議院
本会議・・・規則で禁止（新聞等の閲覧禁止の解釈と思われる。）
委員会・・・規定なし、現に議員個人の機器を持ち込み利用。
議員のモラルで運用。特段問題となった例なし。
- (2) 参議院
本会議・・・禁止、H7に携帯電話等と併せて議運理事会で決定。
委員会・・・本会議に準ずる。

亀岡市議会基本条例

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うこと。

・公平性と透明性の確保

なにが公平か、なにが透明か

・市民に開かれた議会

会議は原則公開されている。会議日程があらかじめ広報されている。本会議はネット中継されているが、議会が市民に開かれている状態とはどのような状態か
それを実現するための努力は十分か

(2) 市民に積極的な情報公開を行うとともに、説明責任を果たすこと。

・積極的な情報公開

会議録の公開、議会報告会の実施、議会だよりの充実などが実施されているが、不足する取り組みはあるか

・説明責任

具体的な取り組みとしてはなにか

(3) 自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。

議会での議論は十分な討議と言えるレベルか

賛否以外に、多様な意見の調整を果たすような役割を果たしているか

論理的に議論が行われているか

会議を進行する技術を備えているか

各議員が論理的な議論ができる一定の水準に達しているか、会議で議論をするための十分な準備が行われているか

(4) 市政への市民参加を推進すること。

どのような方法で市民参加を推進しているのか

どのような市民の参加を想定しているのか

(5) 市民及び議員が交流及び意見を交換し、並びに市長等及び議員が対論する場となるよう努めること。

具体的には何が行われているのか